

(報告) 溶接安全管理検査制度の見直しについて

平成25年8月8日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において以下が決定された。

(事項名)

溶接安全管理検査（火力設備）制度の縮小

(内容)

火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。

(実施時期)

平成25年度検討・結論、結論を得次第措置

2. 検討の進め方

当課が実施する「平成25年度高効率火力発電設備健全性調査」において溶接安全管理審査制度の見直しに関する調査・検討を行う。具体的には以下のとおり。

- 設置者、施工業者、登録安全管理審査機関等からヒアリング、アンケート調査を実施し、現状の課題等の整理を行う。
- 上記関係者及び有識者で構成される検討会を設置し、課題となった事項について検討。最終的に見直し案をまとめる。

3. スケジュール (案)

平成25年9月 「平成25年度高効率火力発電設備健全性調査」の実施者の選定及び契約。設置者、施工業者、専門家等へのヒアリング、アンケート調査を順次実施

10月～2月 検討会開催

平成26年

3月 検討の結果を電力安全小委員会に報告

4月以降 必要な場合には省令及び内規を改正

安全管理検査制度の概要

- 自主保安原則の下、電気工作物の設置者による自主検査の実施。
- 国又は専門機関(経済産業大臣が登録する登録安全管理審査機関)は設置者の検査実施体制を審査。最終的にその結果を国が評定。

